

# 保育施設入所案内

## ☆保育施設とは

児童福祉法により、保護者が働いている、病気にかかっているなど、保育が必要な状態にある乳幼児を保護者の下から通わせて保育することを目的とする施設です。

幼児教育や集団生活に慣れさせるためという理由ではお申込みできません。

また、通所されている方でも保育の必要性がないときは、家庭保育をお願いいたします。

## 長岡京市福祉事務所 子育て支援課

京都府長岡京市開田1丁目1番1号 ☎(075)955-9518

### 入所資格 (保育の必要性の認定基準)

保育施設へ入所できるのは、**保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭で保育することができず、市内に住所を有し居住する児童です。**

また、**保護者のいずれかが市内に住所を有し居住する必要があります。**

(現在、長岡京市では原則として、広域入所はお受けしておりません。)

- ① 就労…月64時間以上、働いている。
- ② 妊娠・出産…妊娠中であるか、または出産後間がない。  
(出産(予定)日前8週間・出産後8週間のうち必要な期間)
- ③ 疾病・障がい…疾病・負傷又は、心身に障がいがある。
- ④ 介護…同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。
- ⑤ 災害復旧…震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- ⑥ 求職活動…求職活動を継続的に行っている。

※求職要件での申込・認定は、年度内1回限りです。

- ⑦ 就学…職業訓練校等での職業訓練を含む。
- ⑧ 虐待・DVのおそれがある。
- ⑨ 育児休業を取得する場合で、継続利用が必要である (P6参照)。

※育児休業取得中の新規入所はできません。

- ⑩ その他…市長が認める上記の事由に類する状態にある。

## 保育施設の種類

### ☆保育所（園）

就労などのため家庭で保育のできない保護者の委託を受け児童を保育する施設です。

### ☆認定こども園（保育認定）

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。

3歳児以上は、保護者の就労状況等が変化した場合（退職等）でも、児童を同じ施設に継続して通わせられる場合がありますので、施設にお問い合わせください。

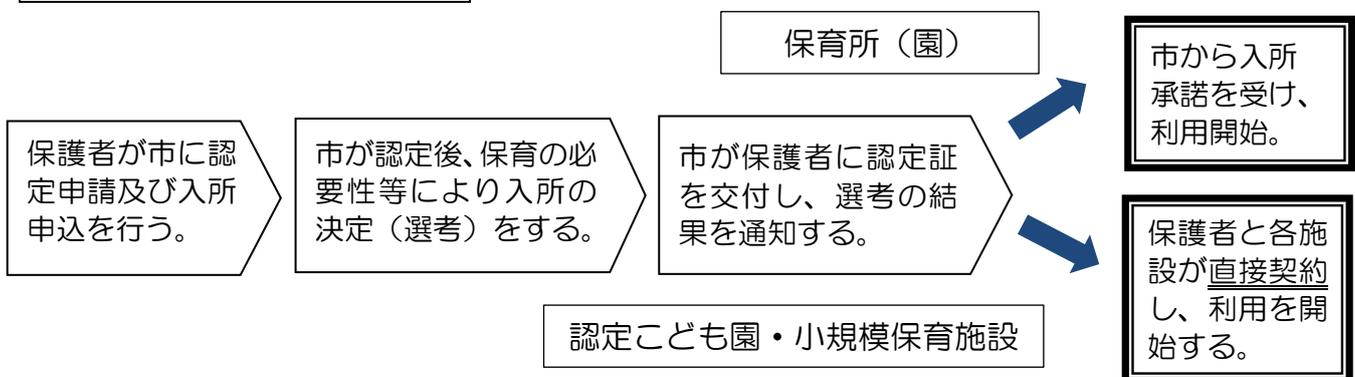
「保育認定」を受けて入所される場合は、新規入所申込と同様の手続きが必要です。

### ☆小規模保育施設

0～2歳児を対象とした定員19人以下の保育施設で、市の条例で定められた基準を満たし、認可を受けています。

3歳児以降、引き続き保育の必要がある場合には、幼稚園や就学前までの保育を実施する保育施設へ転園していただく必要があります。

## 入所手続の流れ



## 保育給付等認定

保育施設の入所にあたっては、保育の必要性に応じた**認定**を受ける必要があります。認定区分は下表のとおりで、保育の必要量（保育を必要とする事由や就労時間等）に応じて、**保育標準時間**（保育時間最大11時間）と**保育短時間**（保育時間最大8時間）に区分します。

認定区分	対象となる児童
2号認定	満3歳以上就学前で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする児童
3号認定	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする児童

### ★保育希望期間

事由	希望できる期間
就労・疾病・障がい・介護・災害復旧	小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで(※)
求職活動（年度内1回限り認定）	入所希望日等から2ヶ月を経過する日の翌日が属する月の末日まで(※)
就学	卒業・修了予定日が属する月の末日まで(※)

※1 就学前までの期間が先に到来する場合には就学前までとなります。

※2 児童が満3歳未満の場合、上記の表で「児童の小学校就学まで」とあるのは、「児童の満3歳の誕生日の前日まで」となりますので、満3歳の誕生日までに新たな支給認定証を交付します。

## ★保育時間

事 由	短時間認定	標準時間認定
就労	就労時間 + 通勤時間により判断	
妊娠・出産	保護者の希望により可	○
疾病・障がい	○	申請内容により可
介護	○	申請内容により可
災害復旧	—	○
就学	就学時間 + 通学時間により判断	
虐待・DV	保護者の希望により可	○
求職活動・育児休業中	○	—

※ マイナンバー制度の実施により、保育施設の申込や支給認定変更の際、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書に世帯全員のマイナンバーを記載する必要があります。

## 保育時間

保育時間は、入所決定後、面接時に園と相談のうえ決定されます。

各保育施設の保育時間の範囲内で、就労・通勤時間を基に必要な時間が保育時間となります。

短 時間	午前 8 時～午後 4 時まで（最大）
標準 時間	午前 7 時30分～午後 6 時30分まで（最大）

保育施設によって、延長保育、特別保育期間や申込保育期間を設定しています。

詳細は各保育施設にお問い合わせください。

※ 延長保育は、幼児教育・保育無償化制度の対象外のため、施設が定める延長保育料が加算されます。

なお、公立保育所のうち開田保育所と新田保育所では、午後 6 時30分以降の延長保育を実施しておりますので、延長保育を希望する方は、入所決定後に別途お申込みください。

※ 公立保育所の延長保育料は、所得階層別になっております。延長保育利用の認定は、午後 6 時30分以降に保護者のいずれもが就労などの保育の必要性が認められる場合のみです。

また、新規入所の児童（転園児童も含む。）については、保育施設での生活に慣れるように、保育時間を短くする「ならし保育」（1週間程度）を行っています。

※ 年度当初の「ならし保育」期間中の保育については、各保育施設にお問い合わせください。

## 入所の決定

保育の必要性の認定基準に該当している児童について、入所申込書及び保育の必要性を確認する書類の内容に基づき、利用調整（保育の実施）を行います。

利用調整は P 8、P 9 の「長岡京市保育施設利用調整基準」に沿って、保護者・児童の状況から算出した指数により、年齢別で合計指数の高い児童から、希望する上位の空きのある園に入所決定します。

なお、希望者多数のため入所決定を行えない場合や、きょうだい児で希望下位の園でも同園に揃わず別園に決定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 発達支援保育、医療的ケア児支援保育につきましては、入所決定をしましても受入体制によっては保育が開始できない場合があります。事前に受入体制等についてお問い合わせください。

## **入所申込みの受付**

年度当初からの入所と、年度途中からの入所があります。  
年度ごとに申込みが必要となりますので、申込まれる年度をご確認ください。

### **【年度当初（4月1日）からの入所】**

申込案内については、受付期間の約1ヶ月前に広報紙、ホームページに掲載し、申込用紙等につきましても準備が出来次第、配布します。

詳しくは、P10、11の「令和3年4月1日入所手続きについて」を参照ください。

### **【年度途中（4月16日以降）の入所】**

毎月、1日と16日の入所を実施しております（※ただし、3月16日入所はありません。）。

入所希望日に合わせて、以下の期間内にお申込みください。

- ・ 1日入所 …………… 前々月の16日～前月の10日午後5時まで
- ・ 16日入所 …………… 前月の1日～前月の25日午後5時まで

※1 申込期限の日が市役所の閉庁日のときは、直前の市役所開庁日が申込期限となります。

※2 申込期限の日の午後5時以降に選考し、入所決定の際は、電話にてご連絡させていただきます。

※3 保留通知書等の保育実施状況の証明は、各申込期限の約1週間後に郵送させていただきます。

- ・ 入所日から半月以内に、表紙（P1）の保育が必要な要件に該当しなければなりません。

（例）就労（見込）要件 … 1日入所の場合、入所月の16日までに仕事開始（復職）

16日入所の場合、入所翌月の1日までに仕事開始（復職）

※ 育児休業から復帰する方は「職場復帰証明書」、就労見込（予定）の方は、就労開始後の「就労証明書」を入所日から1か月以内に提出してください。

なお、保育の必要性の認定基準に該当しない場合は、保育の実施を解除（退所）します。

※1 本市では医療的ケア児保育支援及び発達支援保育を実施しています。

保育施設の受入体制など詳しくは、各保育施設または子育て支援課までお問い合わせください。

※2 保育方針、保育時間、保育料以外の費用、通園バスの有無、自家用車での送迎の可否などが保育施設によって異なりますので、事前に各保育施設にお問い合わせください。

## **申込みの必要書類**

マイナンバー制度の実施により、提出される方の個人番号カード、または、通知カード及び運転免許証等の本人確認書類が必要です。

（代理の方が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。）

申込みに際しては、入所希望者1人につき以下の書類が1部ずつ必要です。

1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

2 保育施設入所申込書

3 保育が必要な状況を証明する書類（P5参照）

4 保育料算定のための保護者（父と母または家計の主宰者）の収入等を証明する書類（P5参照）

※1 申込書や提出書類の記載内容について、職場やご家庭にお問い合わせすることがあります。

※2 各証明書等については、入所申込児童が2人以上いる場合は、年齢が下の児童に原本を添付いただければ、他の児童については写しでも構いません。

※3 各証明書等の有効期間は、提出日の3ヶ月以内です。また、一度提出された書類の返却はできませんので、原本が必要な方は、写しをとって提出し、提出時に原本を提示してください。

### 【3. 保育が必要な状況を証明する書類について】

※児童の保護者（父と母または同居人）について証明が必要です。

事由	保育が必要なことを証明する書類
就 労	就労証明書(指定用紙) ※ 自営業の方(法人を除く)は、直近の「確定申告書の写し」などを添付してください。 (新規に開業された方は、「開業届の写し」を添付してください。) (委託契約先等から就労証明書が出る場合を除く。) ※ 変則勤務の方は、随時、保育施設にシフト表などを提出してください。
妊 娠・出 産	次のうちいずれか1つ ◇母子健康手帳(分娩予定日の箇所)の写し ◇出産(予定)証明書
疾 病・障 が い	次のうちいずれか1つ ◇診断書(指定用紙) ◇障害者手帳の写し
介 護	次のうちいずれか1つ ◇看護・介護を受ける方の診断書(指定用紙) ◇看護・介護を受ける方の障害者手帳の写し ◇介護保険被保険者証及びケアプランの写し
災 害 復 旧	罹災証明書
求 職 活 動	就労誓約書(指定用紙)と 求職活動をしていることを確認できる書類 (ハローワークカードの写し等)
就 学	在学証明書と履修表(カリキュラム・時間割表など)
虐 待・D V	(虐待) 児童相談所等の意見書 (DV) 公的機関の証明
その他、係員が指示する証明	※ 同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金を受給している方がいる場合は、手帳や証明書の写しを提出してください。

### 【4. 保育料算定のための保護者(父と母または家計の主宰者)の収入等を証明する書類について】

マイナンバーを利用した行政機関の間での情報連携の本格運用の開始に伴い、課税証明書が提出不要となりました。

ただし、保育施設に在園している年の1月1日現在において海外勤務等で国内に住所がない方など課税状況が把握できない場合には、在園している年の前年の収入等がわかる書類(海外勤務者賃金支払額証明書など)の提出が必要です。

※ 保育施設入所後、税額が変更になった場合、保育料が変更になることがあります。

### 転園について

長岡京市内の認可保育施設に在園している方の転園申込については、新規申込の方と同様の手続となります。

#### 【年度当初の転園】

在園されている園に申込書を提出していただきます。

なお、転園ができなかった場合は、引き続き在園されている園に通っていただくこととなりますが、転園決定された場合には在園されていた園には戻れません。

#### 【年度途中の転園】

年度途中の転園申込時に、在園されている園の退所届が必要となります。

## 入所後のお願い

- ◆ 入所決定後において、申込内容等が著しく事実と異なった場合や入所日までに長岡京市内に住所を有し居住しない場合には、決定を取消すことがあります。
- ◆ 保育が必要な状況の確認のため、年に数回、「就労証明書（シフト表を含む。）」などの要件確認書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。
- ◆ 長岡京市内に居住しなくなった（転出）、保育の必要なくなったなどの場合は、保育の実施解除となりますので、速やかに（退所される1ヶ月前までに）退所届を提出してください。
- ◆ 保護者の就労内容、家庭状況などに変動が生じる場合には、事前に保育施設または子育て支援課へ「就労証明書」や「保育状況等変更届出書」などの提出をお願いします。
- ◆ 休園日は日曜・祝日・振替休日・年末年始などですが、気象警報発令時などは休園することがあるほか、通所されている方でも保育の必要性がないときは家庭保育をお願いします。

### 【妊娠が分かったとき】

- ◆ 妊娠が分かったときは、出産予定日の8週間前までに「母子手帳の写し（保護者氏名と予定日の欄）」を提出してください。
- ◆ 妊娠・出産要件での（継続）入所は、出産日から8週間を経過した日の翌日が属する月の末日までとなりますので、翌月以降、保育要件がない場合には、退所となります。

ただし、既に入所中の児童の保護者が新たに子を出生し、産後休業後、育児休業法に基づく育児休業を取得する場合、出産した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月16日までの職場復帰であれば、例外的に、継続入所を可能とします（※1～3）。

- ※1 出産後8週間以内に育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。
- ※2 保育時間は、育児休業開始日から短時間での認定のみとなりますので、育児休業取得前に標準時間での認定となっている場合は、同時に支給認定申請書も提出してください。
- ※3 育児休業要件は、本市が独自に全年齢に拡大適用している例外的な保育要件です。  
特別保育期間や申込保育期間（土曜日・夏期・冬期・年度末年度始など）は、保育料の有無にかかわらず家庭保育をお願いします。詳しくは保育施設にお問い合わせください。

## 保育料について

保護者等の給与支払報告書（年末調整）や確定申告等に基づき決定された市区町村民税額（所得割）の合計によって算定しておりますので、自営業などで申告義務のない方につきましても、住民税の申告を行っていただきますようお願いいたします。

- ※1 未申告など税額等が確認できない場合には、最高所得階層にて決定することがあります。
- ※2 各年6月頃に住民税が決定されます。保育料変更の遡及適用はできませんので、各年3月までに寡婦（夫）控除など各種控除漏れのないようご確認ください。
- ※3 きょうだい児減免など保育料の減免制度に該当される場合には、別途、申請書の提出が必要です。
- ※4 休暇等で保育の必要性がなく（育児休業要件での認定を含みます。）家庭保育をした場合の保育料減免はありません。

### 【算定基準等について】

保育料は、国の徴収基準額表に基づき市が定めた保育料徴収基準額表（P16参照）により、4月1日現在の年齢で決定し、月初に在籍されている児童の保護者から徴収いたします。

なお、月途中での入所及び各月15日以前の退所については、月額金額の半額となります。

児童の保護者または家計の主宰者である同居者の市区町村民税額（所得割）の合計によって算定し、4月～8月は前年度市民税額、9月～3月は当年度市民税額で算定を行いますので、保育料決定を4月と9月の年度に2回行います。

- ※ 住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。

## 【祖父母等との同居世帯、ひとり親世帯について】

祖父母などと同居しているが、父母のみの収入で生計を維持している場合や、就労開始後一定期間において継続的な収入が確認できる場合には、父母のみの市民税額で決定しますので、該当する場合には子育て支援課へお申出ください。

なお、世帯分離していても上記が確認できない場合や祖父母等の扶養となっている場合には、祖父母等の最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の父母と家計の主宰者の市民税額を合計して保育料を決定します。

同様に、父母が離婚されている場合や婚姻関係にない場合であっても、同居し生計を一にしていると判断される場合には、保護者とみなして保育料を決定します。

## 【納付方法等について】

### ●「認定こども園」・「小規模保育施設」

納付方法等は、入所施設にお問い合わせください。

### ●「公立保育所」・「民間保育園」

#### ※保育料等の納付は原則口座振替です。

口座振替については、取扱金融機関にてお手続きください。

#### 【「公立保育所」「民間保育園」の口座振替申込方法】

口座を開設している下記の口座振替取扱金融機関でお手続きください。

※ 通帳・金融機関届出印・「口座振替納付依頼書」（市役所子育て支援課及び口座振替取扱金融機関の長岡京市内各店に備付。）が必要です。

#### ◆口座振替取扱い金融機関

銀行： 京都・りそな・みずほ・関西みらい

信用金庫： 京都・京都中央

その他： 近畿労働金庫・京都中央農業協同組合・ゆうちょ銀行（郵便局）

振替日は原則、各月末日で、再振替ができませんので残高不足にご注意ください。

※領収証書は発行していません。

#### ◆納付書による取扱い金融機関（上記金融機関の他に次の金融機関で納付できます。）

池田泉州銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、京滋信用組合

口座振替の登録が完了するまでは、各月中旬頃に送付する納付書にて、期限までに市役所、取扱金融機関、取扱コンビニエンスストアで納付いただきますようお願いいたします（納期限は原則、各月末日。）。

なお、口座振替の手続きが完了している方には、納付書は届きません。

## 【保育料の滞納について】

保育料の支払いがない場合は、地方税の滞納処分の例により給与差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。納付についてのご相談は、子育て支援課までご連絡ください。

## 保育料以外の費用

食費（3歳児以上）などの施設負担金等につきましては、各保育施設で設定・徴収させていただきます。P14の「保育施設一覧」の「保育料以外に必要な費用（一部抜粋）」を参照していただき、詳細については各保育施設へお問い合わせください。

# 長岡京市保育施設利用調整基準

(令和3年度 4月1日入所以降の利用申込に適用)

保育所(園)、認定こども園(保育認定)及び家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業(当該事業所の従業員が利用する場合を除く。))をいう。)の利用調整は、本基準に基づき行うものとする。申し込みに係る提出書類等から客観的に把握・証明された事項について指数化し利用調整を行うものとする。

## (1)基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者(父・母、またはその他の保護者)が保育できない状況	指数
1	①就労	就労 (※1～※3)	月20日以上かつ週40時間以上、または週5日以上かつ1日8時間以上の勤務を常態とする	40
2			月20日以上かつ週35時間以上、または週5日以上かつ1日7時間以上の勤務を常態とする	35
3			月20日以上かつ週30時間以上、または週5日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	30
4			月16日以上かつ週24時間以上、または週4日以上かつ1日6時間以上の勤務を常態とする	25
5			上記には当てはまらないが月64時間以上の勤務を常態としている	20
6	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前8週間(多胎児の場合は14週以内)、出産後8週間の期間で保育を必要とする(※4)	30
7	③疾病・障がい (※5)	疾病など	疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の入院または入院に相当する治療を要し、これにより保育できないものと医師が判断するもの	40
8			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより保育できないと医師が判断するもの	27
9			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以内の加療を要するとの診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15
10	障がい (※5)	障がい (※5)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40
11			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30
12			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20
13	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者(児)の看護・介護や、入院の付添いを行っている	35
14			同居の障がい者(児)の介護・通院・通所・通学の付添いを行っている	25
15			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15
16	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50
17	⑥求職活動	求職	求職活動中である	8
18	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校に就学しているか、職業訓練を受けている	28
19			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している	18
20	⑧育児休業(継続・転園のみ)		育児休業中の継続利用(※6)	20
21	⑨その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が認める場合(DV・虐待など)	(※7)

### 【備考】

※ 複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を上限に採用する。

- (※1) 就労時間等就労状況については、雇用先(個人事業主等自営業者は本人。)が証明した就労証明書で判定する。
- (※2) 保護者が事業主で税法上の控除対象となっている場合、または、雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が控除対象(事業専従者控除を含む。)となっている場合は、調整指数表のNo.2と合わせて判定する。
- (※3) ③疾病・障がい、または④介護の要件、かつ①就労の要件に該当する場合は指数の高い方を採用し、調整指数表のNo.3と合わせて判定する。
- (※4) 入所希望月において産前・産後8週間に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、この項目に該当となる。
- (※5) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含む(障害者手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定する。)
- (※6) 入所希望月において育児休業中の場合には、他の要件の有無・就労日数・時間に関わらず、この項目に該当となる。
- (※7) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断する。

(2)調整指数表

No.	事由	調整内容	指数
1	就労状況	就労見込みの者・就労内定者(就労開始日が申請受付締切日の翌日以降)(※8)、または起業準備中	-5
2		週35時間以上の就労で、「保護者が事業主で税法等の控除対象となっている」「就労先の雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が税法等の控除対象(事業専従者控除を含む。)となっている」「内職」など、相当の収入および就労状況が確認できない場合	-5
3		③疾病・障がい、または④介護の要件、かつ①就労の要件に該当し、基本指数が35未満の場合	10
4		市内の認可保育施設で勤務する場合、または、保育士として市外で勤務する場合(※9)	5
5		保育士として市内で勤務する場合(※9)	10
6		産後休暇や育児休業等から休業等以前と同一の職場に復職する場合(※10)	2
7		育児休業を理由に保育施設を退所した児童が、育児休業から同一の職場に復職するため再入所を申し込む場合(※11)	50
8	児童の状況	入所児童自身の疾病・障がい等の状況により、医療的ケアや発達支援保育を必要とする場合(※12)	12
9		前年度4月1日入所の1次選考において入所不可で前年度と同一保育要件で申込み場合(前年度調整指数No.20適用者除く。)	3
10		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、有料の認可外保育施設を月極めで利用している場合(※13)	3
11	申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、保育施設の一時預かり、または幼稚園の預かり保育を利用している場合(※13)	2	
12	きょうだいの状況 (2・3号認定)	既にきょうだいを利用中の保育施設と同じ施設を第一希望とする場合(※14)	6
13		きょうだいと同時に申し込み、かつ同じ保育施設を第一希望とする場合(※14)	4
14		前年度の年度当初選考で、きょうだい同園希望が叶わず、申込日時点で別々の施設を利用している場合	4
15	世帯の状況	ひとり親(母子家庭・父子家庭)の場合(別居かつ離婚調停中の場合を含む)(※15)	50
16	その他	生活保護受給世帯で就労している。または、就労が見込まれる(就労証明書等の提出がある)場合	20
17		倒産等、本人の意思に関わらずやむを得ず失業し、職業安定所を通じて求職している場合(※16)	14
18		保育料を2か月以上滞納している場合(卒園児・過去のものも含む)	-15
19		両親(里親・特別養子縁組は両親とみなす)共に不存在で別の者が養育を行っている場合	50
20		育児休業の延長を希望する場合	-30

【備考】

※ 該当する全ての項目で加減算を行う。  
ただし、調整指数表のNo.6と9、10と11、12と13、15と16については、それぞれ高い方の指数を適用する。

- (※8) 申込日時点において就労中で、切れ目なく転職する場合(自営業を開始する場合を除く。)は、雇用期間等が明記された転職前後それぞれの就労証明書を提出することで、当該減点を適用しない。
- (※9) 保育士については、保育士証の写しの提出があり、就労証明書の仕事の内容に保育士として働く旨の記載がある場合に適用する。
- (※10) 父母どちらか一方のみに加点する。また、就労証明書とともに提出された確定申告書や開業届の写し等から、当該項目に該当することが明らかな自営業者等についても適用する。
- (※11) 令和2年度中に保護者の育児休業を理由に、下の子の産前8週から出産日を8週間経過した日の翌日が属する月の末日までに退所した児童が、令和3年度の新規入所を申込み場合に適用する。
- (※12) 同意書(指定様式)および専門機関等の意見書(指定様式)の提出があり、支援保育が必要と判断された場合に適用する。
- (※13) 申込日直近月の支払いのわかる書類の写し(領収書写し)および保育事由を証する書類(就労実績が記載された就労証明書など)の提出がある場合に適用する。なお、求職および育児休業期間中の利用には適用しない。
- (※14) 申込書の第一希望欄に別施設を記載する場合には、指数を半減する(月齢でやむを得ない場合を除く。)。なお、きょうだい同時申込において、年齢が上の児童が小規模保育施設の卒園児である場合には、年齢が下の児童には調整指数表のNo.12を適用する。
- (※15) 離婚調停中などについては、裁判所からの通知書などの公的な証明書類の提出がある場合に適用する。なお、No.12に該当する児童と第一希望園が競合した場合には、指数にかかわらずその児童を優先する。
- (※16) 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合に適用する。

(3)同一点数の場合の順位表(上位より決定)

No.	事由
1	【要件間の優先順位】 ⑤災害復旧>③疾病・障がい>④介護>②妊娠・出産>①就労>⑦就学>⑥求職活動>⑨育児休業(転園のみ)
2	当該保育施設の希望順位が高いもの
3	【就労要件の優先順位】 両親の就労証明書上の勤務時間の合計が長いもの>単身赴任者>両親の通勤時間(自宅から勤務地まで最短かつ合理的な手段で市が算出)の合計が長いもの>自営業・居宅内就労者
4	世帯の市民税額(4月～8月入所は前年度市民税、9月～翌年3月入所は当年度市民税)の低い世帯

# 令和3年4月1日入所手続きについて

(年度ごとに申込が必要となりますのでご注意ください。)

## 申込期間

令和2年11月26日(木)・27日(金)・28日(土)・30日(月)・12月1日(火) (例年、初日や午前中が混雑します。)

午前9時00分～午後6時30分 (※ 11月28日(土)は午後5時00分まで)

※ 上記期間内の申込者が1次選考の対象となり、上記期間内申込の書類不備の方などを含めまして、令和3年3月1日(月)午後5時までに申込まれた方が2次選考の対象となります。

## 提出場所

【新規入所希望の方】 子育て支援課保育係 (市役所分庁舎3 会議室1)

※ 市役所庁舎工事に伴い駐車場が一部閉鎖されておりますので、本庁舎第2駐車場をご利用ください。

※ マイナンバー制度の実施により、マイナンバーの記載のほか、提出される方の個人番号カード、または、通知カード及び運転免許証等の本人確認書類の提示が必要です。

(代理の方が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。)

【市内認可保育施設からの転園希望の方】 在園している保育施設

## 提出書類

申込期間に以下の①・②・③(該当する場合は④～⑦)を不備なくご提出ください。

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 (転園希望で変更のない場合は不要。)
- ② 保育施設入所申込書
- ③ 保育が必要な状況を証明するための書類

対象：児童の保護者(父母または同居人)の入所日の状況 (具体的な必要書類は、P5を参照。)

なお、出産予定日が令和3年2月4日から6月10日の方は、妊娠・出産要件での申込となります。

- ④ **【海外居住の方など】** 保育料算定のための保護者(または家計の主宰者)の収入等を証する書類

マイナンバーを利用した行政機関の間での情報連携の本格運用の開始に伴い、課税証明書等が提出不要となりましたが、保育施設に在園している年の1月1日現在において、海外勤務等で国内に住所がない方など課税状況が把握できない場合には、在園している年の前年の収入等がわかる書類(海外勤務者賃金支払額証明書など)の提出が必要です。

- ⑤ **【支援保育を希望される方】** 「同意書」・「専門機関等の意見書(健康医療推進室・療育機関・医療的ケア)」

※ 新規の場合は必ず担当保健師に事前相談をお願いします。該当する専門機関等の意見書を提出ください。

- ⑥ **【転入予定の方】** 「転入誓約書」

- ⑦ **【市内認可保育施設からの転園希望の方】** 令和3年度 保育施設入所申込確認票(保育施設から配布)

※ その他、必要に応じて、係員が指示する書類およびP8、P9の「長岡京市保育施設利用調整基準」**【備考欄】**に記載の書類を提出してください。

## 注意事項

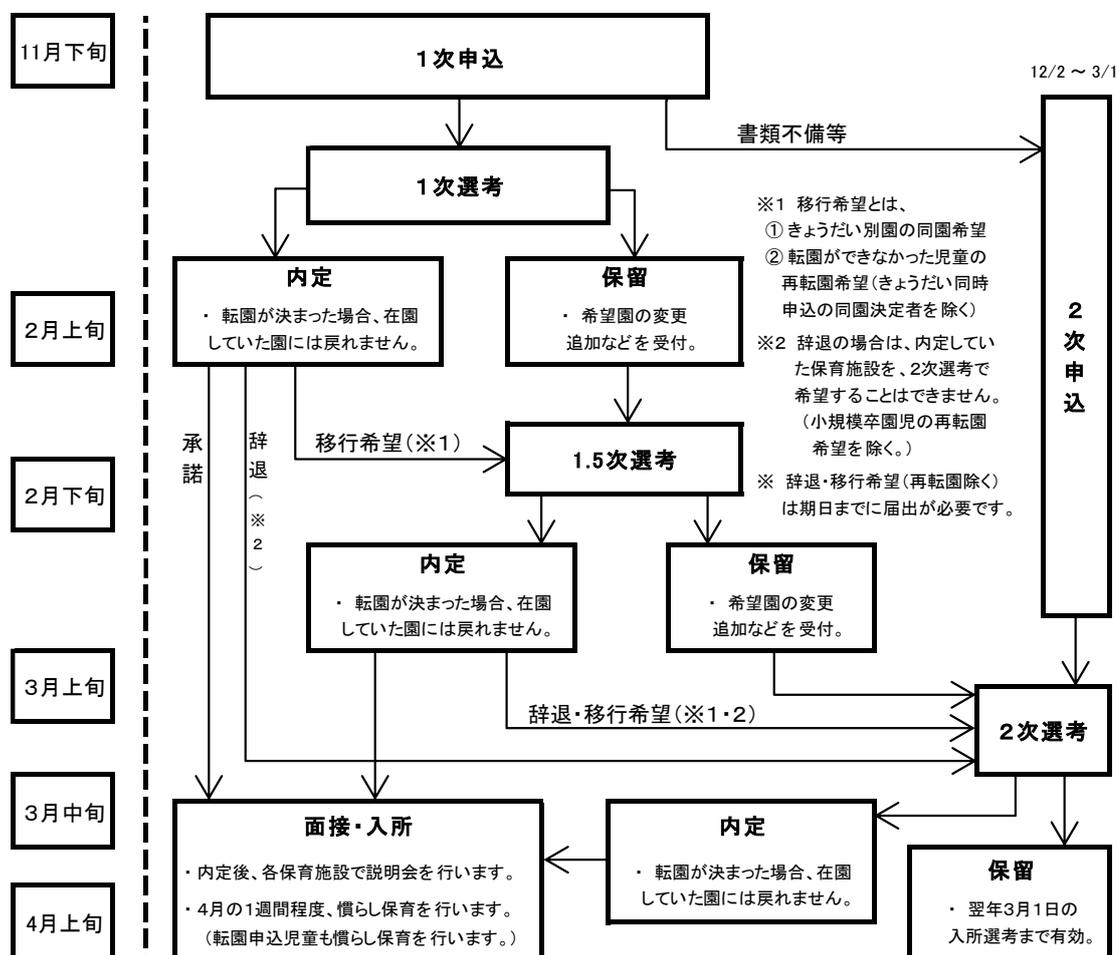
- ・ 保育内容、保育時間(延長保育など)、保育料以外の費用、バス送迎の有無、自家用車での送迎の可否など保育施設によって異なりますので、事前に各施設にお問い合わせください。
- ・ 申込書や提出書類(就労証明書等)について不明な点、確認すべき点がある場合は、職場やご家庭等にお問い合わせすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ P14「保育施設一覧」に記載されている入所可能年齢について、6カ月児～の施設は誕生日が令和2年9月30日以前、3カ月児～の施設は誕生日が令和2年12月31日以前、生後57日目～の施設は令和3年2月3日以前の児童が、4月1日入所申込可能施設となります。
- ・ 虚偽の申込をした場合は、申込を無効とし入所決定後においても取消します。

- ・ 一度ご提出いただきました書類は、返却できませんのでご了承ください。
- ・ 各証明書等については、入所申込児童が2人以上いる場合は、年齢が下の児童に原本を添付いただければ、他の児童については写しでも構いません。
- ・ 年度当初については、保育施設での生活に慣れるように保育時間を短くする「ならし保育」（1週間程度）を行っています（転園児童も含まれます。）。

## 選考方法等

- ・ 小規模保育施設卒園児童（3歳児、広域入所除く。）は新規申込児童より優先して選考します。また、小規模保育施設卒園児童のみ内定後の再転園希望（2次選考）も受け付けますが、優先はありません。
- ・ 小規模保育施設卒園児童で、在園されていた小規模保育施設と主たる連携施設を第1希望に記載した場合には、他の小規模保育施設卒園児より優先して選考します。
- ・ 神足保育所の民営化に伴い、平成31年4月1日以前神足保育所入所の児童が、他の公立保育所への転園を希望する場合は、他の申込児童より優先して選考します。
- ・ 年齢別で合計指数の高い児童から、希望する順位が高く、かつ、空きがある園に入所決定します。
- ・ 保育施設別・年齢別の新年度入所可能予定枠につきましては、11月20日（金）頃にホームページに掲載する予定です（掲載日現在の予定枠ですので、実際の入所人数とは異なります。）。
- ・ 1次選考結果は2月5日（金）頃、1.5次選考結果は2月24日（水）頃、2次選考結果は3月11日（木）頃に発送予定です（1.5次選考以降、待機中の方へは、内定時のみ通知を発送いたします。）。
- ・ 選考結果については、通知書でご確認ください。お電話では回答できません。
- ・ 1.5次選考は、きょうだい同園希望や記載した全ての希望園の入所が叶わなかった方が対象です。
- ・ 発達支援保育、医療的ケア児支援保育につきましては、入所決定をしましても受入体制によっては保育が開始できない場合があります。事前に受入体制等についてお問い合わせください。

## スケジュール





# 教育・保育給付認定申請書 記入例

**4 保育の必要性について(※保育をご希望の方のみ、ご記入ください。)**

必要期間 **令和3年4月1日～令和8年3月31日** ※ 保育料の変更は、提出日の翌月1日からとなります。

必要時間  短時間 (8:00～16:00を越えない)  平日 **7:30～17:30**

必要書類  標準時間 (8:00～16:00を越えない)  土曜日

※ 具体的な保育必要期間は、就労状況や通勤時間などを考慮するため、保育施設と御相談いただいたうえで、保育施設から決定されます。

続柄	保育を必要とする事由 (口欄にチェックを入れてください)	必要書類 (口欄にチェックを入れてください) ※ 必要書類の送付がない場合は、随時、保育施設にシンプ案などの提出をお願いします。
保護者1 〔父〕	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(月6時間以上)	就労証明書(指定用紙) ※ 要則勤務の場合などは、随時、保育施設にシンプ案などの提出をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	次のうちいずれか1つ ◇ 母子健康手帳(表紙と分娩予定日の欄)の写し ◇ 出産(予定)証明書
	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	次のうちいずれか1つ ◇ 診断書(指定用紙) ◇ 障害者手帳の写し
	<input type="checkbox"/> 介護	次のうちいずれか1つ ◇ 介護保険被保険者証及びケアプランの写し ◇ 看護・介護を受ける方の診断書(指定用紙) ◇ 看護・介護を受ける方の障害者手帳の写し
	<input type="checkbox"/> 災害復旧	罹災証明書
	<input type="checkbox"/> 求職活動(年度内1回のみ)	誓約書(指定用紙)と求職活動をしていることが証明できる書類(ハローワークカードの写し等)
	<input type="checkbox"/> 就学 卒業(修了)年月日( )年( )月( )日	在学証明書と履修表(カリキュラム・時間割表) ※ 認定の有効期間は卒業(修了)予定年月日までとなります。
	<input type="checkbox"/> 虐待・DV	(虐待)児童相談所等の意見書 (DV)公的機関の証明
	<input type="checkbox"/> 育児休業(継続児童のみ)	(育児休業取得期間が記載された)就労証明書(指定用紙) ※ 育児休業開始日から、短時間で認定されます。
	<input type="checkbox"/> その他	係員が指示する証明書
保護者2 〔母〕	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(月6時間以上)	就労証明書(指定用紙) ※ 要則勤務の場合などは、随時、保育施設にシンプ案などの提出をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	次のうちいずれか1つ ◇ 母子健康手帳(表紙と分娩予定日の欄)の写し ◇ 出産(予定)証明書
	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	次のうちいずれか1つ ◇ 診断書(指定用紙) ◇ 障害者手帳の写し
	<input type="checkbox"/> 介護	次のうちいずれか1つ ◇ 介護保険被保険者証及びケアプランの写し ◇ 看護・介護を受ける方の診断書(指定用紙) ◇ 看護・介護を受ける方の障害者手帳の写し
	<input type="checkbox"/> 災害復旧	罹災証明書
	<input type="checkbox"/> 求職活動(年度内1回のみ)	誓約書(指定用紙)と求職活動をしていることが証明できる書類(ハローワークカードの写し等)
	<input type="checkbox"/> 就学 卒業(修了)年月日( )年( )月( )日	在学証明書と履修表(カリキュラム・時間割表) ※ 認定の有効期間は卒業(修了)予定年月日までとなります。
	<input type="checkbox"/> 虐待・DV	(虐待)児童相談所等の意見書 (DV)公的機関の証明
	<input type="checkbox"/> 育児休業(継続児童のみ)	(育児休業取得期間が記載された)就労証明書(指定用紙) ※ 育児休業開始日から、短時間で認定されます。
	<input type="checkbox"/> その他	係員が指示する証明書

【施設記入欄】(1号認定関係) 受領年月日: 年 月 日

利用契約(内定)の有無 利用開始予定日

有(契約)内定( )年( )月( )日・無( )年( )月( )日

個人番号の記載  有  無 備考

① 番号確認書類  個人番号カード  通知カード  個人番号が記載された住民票の写し等  無

② 身元確認書類  個人番号カード  顔写真付き身分証明書(運転免許証等)  その他書類2つ  無

(表)

※ 市記入欄(記入しなくても可)

整理番号

取次施設

令和 年 月 日

令和3年度 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

※ 児童1人につき1枚記入して下さい。  
※ 変更の場合は1と変更がある箇所のみ記入して下さい。  
※ 変更の場合は1の個人番号の記載は不要です。

新規 変更

長岡京市長 様

保護者氏名 長岡 愛子 続柄(母)

1 基本情報

申請者(保護者)の氏名	ナガオカ キョウコ	生年月日	令和3年4月1日現在	性別	女
住所・連絡先	〒617-0000 長岡京市開田丁目番●号 ●●マンション●号	年齢	元 5月●日	年齢	1歳
認定者番号	自宅 (●●●●●●●●)	保護者1 携帯	(●●●●●●●●)	保護者2 携帯	(●●●●●●●●)

2 同居世帯の状況(申請に係る児童を除く)

氏名(フリガナ)	申請児童との続柄	生年月日	職業または学校名等	同居別居
ナガオカ タロウ (長岡 太郎)	保護者1 (父)	年 月 日	会社員	同
ナガオカ アイコ (長岡 愛子)	保護者2 (母)	年 月 日	パート	同
ナガオカ イチロウ (長岡 一郎)	兄	年 月 日	●●小学校●年	同
ナガオカ シロウ (長岡 二郎)	兄	年 月 日	●●幼稚園	同
ナガオカ ハナコ (長岡 花子)	祖母	年 月 日	無職	同

3 保育の希望の有無(年齢は、令和3年4月1日時点における区分にチェックを入れてください)

保育の希望の有無	<input type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2号認定 <input checked="" type="checkbox"/> 3号認定	裏面の記入は不要です。 裏面まで記入してください。
----------	--	------------------------------

※ 世帯状況など該当する場合、口欄にチェックを入れてください。

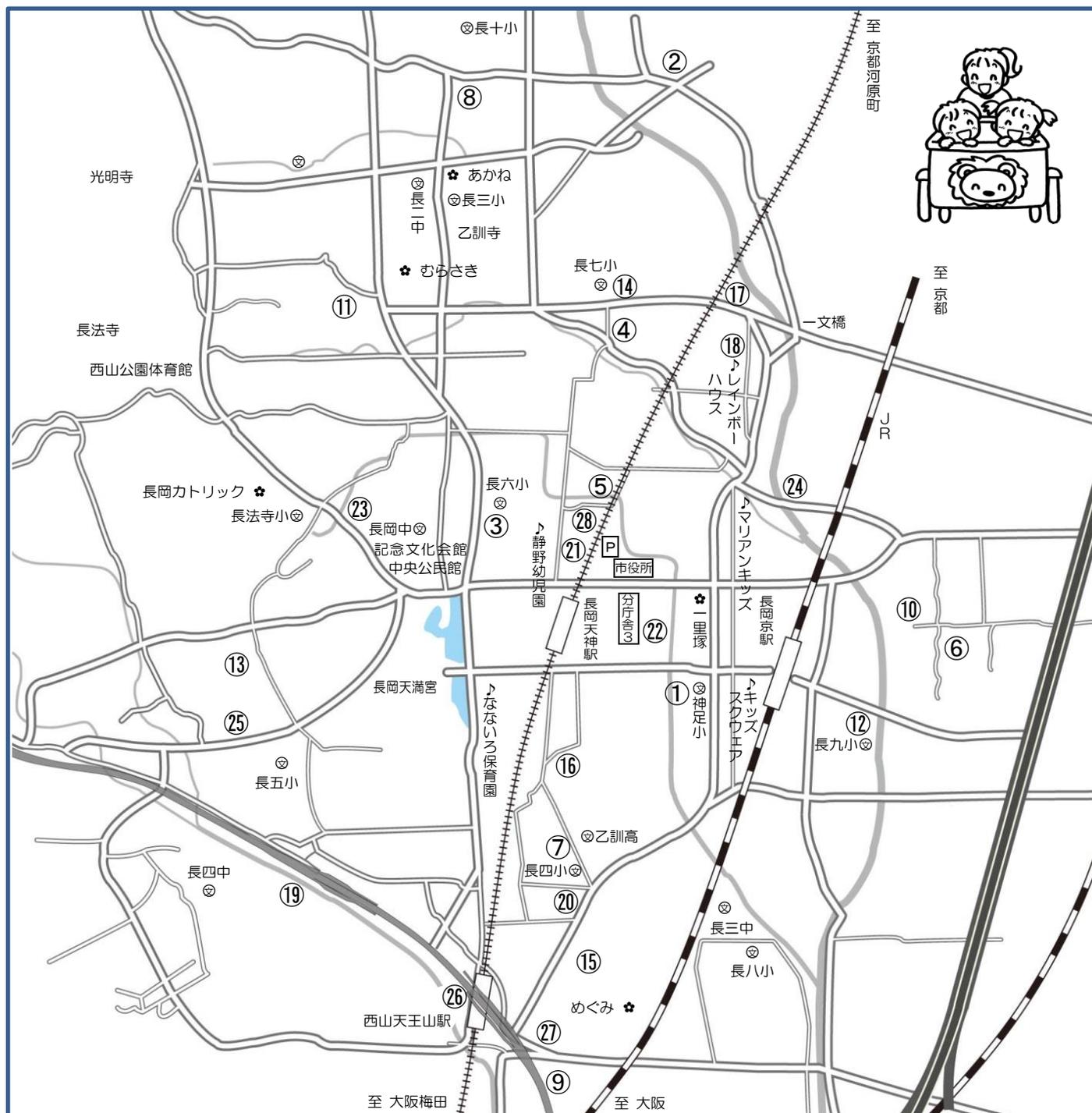
支給認定証の発行を希望しない  ひとり親家庭  生活保護受給中 ( )年( )月( )日開始

障害者手帳(身体・障害・精神)を有する(※)  障害基礎年金受給中(※)  特別児童扶養手当受給中(※)

令和2年1月1日他市区町村在住  令和3年1月1日他市区町村在住 (※) 各書類の写しの提出が必要ですが、申請の結果は、申請書の受付日から30日以内に通知します。ただし、新年度入所時については、この限りではありません。

# 保 育 施 設 一 覧

	No.	名 称	所 在 地	電話番号	主 な 連 携 施 設	定 員	入所可能 年齢  (※1)	駐 車 場	送 迎 バ ス  (※2)		布 団 貸 出	保育料以外に必要な費用（一部抜粋） (※3) 掲載している費用はあくまでも例示であり、費用の一部です。その他教材費・保育用品費・制服代等が別途保育施設によって必要となります。詳細は各保育施設にお問い合わせください。
									送 迎 バ ス	送 迎 バ ス		
公立 保 育 所	①	開田 保育所	神足3丁目2-20	954-1177	—	180	6カ月児～	○				・給食費：月額1,000円～5,500円
	②	滝ノ町 保育所	滝ノ町2丁目2-26	954-5324	—	120	6カ月児～	×		×		
	③	新田 保育所	長岡2丁目3-2	952-4244	—	180	6カ月児～	○				
	④	深田 保育所	野添2丁目3-3	955-2588	—	120	3カ月児～	×				
民間 保 育 園	⑤	ゆりかご 保育園	長岡1丁目17-15	954-6410	—	105	生後57日目～	○	×	○		・ふとんリース代：月額1,500円 ・緊急保育（平日）30分 350円 ・給食費：月額1,000円～5,500円
	⑥	きりしま 保育園	神足森本13-1	955-5480	—	130	3カ月児～	○	×	×		・給食費：月額1,000円～5,500円
	⑦	きらら 保育園	友岡1丁目2-3	959-0150	㉔	60	6カ月児～	○	×	×		・給食費：月額1,000円～5,500円
	⑧	西山井ノ内 保育園	井ノ内南内畑34-6	205-5310	—	60	6カ月児～	○	×	○		・給食費：月額1,000円～5,500円 ・ふとん等リース代：年額2,500円
	⑨	ひまわり 保育園	調子2丁目88-1	205-5337	㉑	72	生後57日目～	○	×	×		・給食費：月額1,000円～5,500円 ・布おむつリース代1枚32円
	⑩	さくらんぼ 保育園	神足垣外ヶ内1	953-5885	㉒	110	生後57日目～	○	×	○		・給食費：月額1,000円～5,500円 ・おむつ処分費：200円 おむつ代：1枚50円
	⑪	長岡京コペル保育園	粟生田内41	951-1517	—	110	生後57日目～	○	×	×		・コペル教育費：月額2,000円 ・月刊絵本代：440円 ・給食費：月額1500円～7000円
	⑫	(仮称) こうたり 保育園	東神足2丁目17-2	951-0170	—	180	6カ月児～	○	×	×		・給食費：月額1,000円～5,500円
民間 認 定 こ ど も 園	⑬	海印寺 こども園	奥海印寺坂ノ尻2-5	954-5264	㉓	158	3カ月児～	×	○	○		・ふとんリース代：月額1,370円 ・給食費：月額1,000円～5,500円 ・通園バス代（希望者）：片道1,500円、往復3,000円
	⑭	今里 こども園	今里北ノ町35-2	955-7715	—	136	6カ月児～	○	○	○		・ふとんリース代：月額1,370円 ・給食費：月額1,000円～5,500円 ・通園バス代（希望者）：往復3,000円（月額）
	⑮	友岡 こども園	友岡3丁目8-18	954-1820	—	164	生後57日目～	○	×	○		・給食費：月額1,000円～5,500円 ・ふとんリース代（希望者）：月額1,370円
民間 小 規 模 保 育 施 設 (2 歳 児 ま で)	⑯	小規模保育園 Cherry's Hug	竹の台15-9	959-7700	㉕	9	生後57日目～	×	×	○		・おむつ処分費：月額200円 おむつ代：1枚50円
	⑰	小規模保育園 ひまわりっこ	一文橋2丁目34-9	952-4177	⑨	18	生後57日目～	○	×	×		・貸しおしめ代：1枚32円
	⑱	家庭的保育園 ビキニーハウス	一文橋2丁目28-14	874-5104	—	16	生後57日目～	○	○	×		・送迎サービス：1回150円 ・個別送迎サービス：1回500円
	⑲	家庭的保育園 アヤナイハウス	下海印寺上内田18-1	959-0330	—	19	生後57日目～	○	○	×		・個別送迎サービス：1回500円
	⑳	NOZOMI 保育園 友岡園	友岡1丁目20-5	874-6850	—	19	生後57日目～	○	×	○		・ふとんリース代：月額1,600円（夏季）2,500円（冬季）
	㉑	ほほえみ保育園 長岡京園	長岡1丁目1-11 コンフォートセブンビル1階	950-2117	—	19	生後57日目～	×	×	○		・絵本定期購入代：0・1歳児390円、2歳児430円 ・布団リース代：月額1,600円
	㉒	ひかり保育園 長岡天神	開田2丁目127-30	951-7070	—	19	生後57日目～	×	×	○		・行事費：年額3,000円 ・施設整備費：年額4,000円 ・レンタルベッド代：月額1,500円 ・紙おむつ代：1枚50円
	㉓	ニチイキッズ 長岡天神保育園	天神4丁目7-10 レジデンス長岡天神1階	959-5562	—	19	生後57日目～	○	×	○		・紙おむつ代：1枚80円（税別）
	㉔	いしはら保育室 長岡京	馬場2丁目5-32	755-1040	—	19	生後57日目～	○	×	×		詳細は園にお問い合わせください。
	㉕	海印寺乳児園	奥海印寺三反畑10-2	959-9111	㉖	19	生後57日目～	○ 1台	×	○		・ふとんリース代：月額1,370円
㉖	小規模保育園 アトリエ	友岡川原25-3	959-1002	⑦	19	生後57日目～	×	×	×		詳細は園にお問い合わせください。	
㉗	手をつなごうあおき保育園 長岡京	調子1丁目24-21	925-9072	—	19	生後57日目～	○	×	○		詳細は園にお問い合わせください。	
㉘	ココカラデザイン保育園 つむぎ園	長岡1丁目8-7 ベルメゾンナカムラ1階	963-5164	—	19	生後57日目～	○	×	○		・おむつ処理代：月額440円	



(注) ☆幼稚園 ♪認可外保育施設

保育方針、保育時間（特別保育期間や延長保育の有無など）、保育料以外の費用、自家用車での送迎の可否、アレルギー対応、発達支援保育、医療的ケア児支援保育の受入体制など、保育施設によって異なります。

事前に見学を行うなど各保育施設にお問い合わせください。

（公立保育所で延長保育を実施しているのは、開田保育所と新田保育所です。）

- ※1 入所可能年齢については、実際の入所日は各対象日（月）を経過した次の入所日からとなります。
- ※2 駐車可能台数は限られておりますので、利用される際にはご理解・ご協力をお願いいたします。送迎バスや布団貸出の利用について、詳細は各保育施設にお問い合わせください。
- ※3 掲載している費用はあくまでも例示であり、費用の一部です。その他教材費・保育用品費・制服代等が別途保育施設によって必要となります。詳細は各保育施設にお問合せください。

【参考】保育料徴収基準額表（2, 3号・月額：令和2年10月1日現在）

※年齢は4月1日時点です。

階層区分	定義		3歳児未満		3歳児以上		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯又は里親世帯		円	円	円	円	
B	市民税非課税世帯		0	0			
C	市民税課税世帯	C1	均等割のみ課税世帯	9,100	8,900	0 (※)	0 (※)
		C2	10,000円未満の世帯	11,300	11,100		
		C3	10,000円以上29,000円未満の世帯	12,900	12,600		
		C4	29,000円以上48,600円未満の世帯	16,400	16,100		
		C5	48,600円以上58,000円未満の世帯	20,500	20,100		
		C6	58,000円以上70,000円未満の世帯	24,400	23,900		
		C7	70,000円以上97,000円未満の世帯	28,900	28,400		
		C8	97,000円以上106,000円未満の世帯	35,500	34,800		
		C9	106,000円以上134,000円未満の世帯	39,800	39,100		
		C10	134,000円以上187,000円未満の世帯	44,500	43,700		
		C11	187,000円以上248,000円未満の世帯	50,600	49,700		
		C12	248,000円以上301,000円未満の世帯	55,300	54,300		
		C13	301,000円以上351,000円未満の世帯	60,000	58,900		
		C14	351,000円以上397,000円未満の世帯	62,900	61,800		
		C15	397,000円以上の世帯	65,000	63,800		

※3歳児以上については、給食費（主食及び副食費）が別途必要となります。ただし、下記「保育料の減免制度」の①～④に該当する場合は、副食費が免除されます。（※①・④は当該児童が第3子以降の場合に限る。）  
 （給食費のほか消耗品等の別途徴収する費用は、保育施設により異なります。保育施設にてご確認ください。）

延長保育を実施する児童には、上の表の階層区分に応じ、右の表の金額を加算します。（公立：月額）

階層区分	午後7時まで	午後7時30分まで
A	0 円	0 円
B	1,000	2,000
C1からC4まで	2,000	4,000
C5からC15まで	3,000	6,000

保育料の減免制度

- ① 同一世帯で2人以上の児童が認可保育施設、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障がい児通所（園）施設等を利用している場合  
 ⇒第2子は表中の金額の半額、第3子以降は0円となります。
- ② 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の場合  
 ⇒保育料は、第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は上記の表の半額、第3子以降は0円となります。
- ③ ひとり親世帯や障がい者手帳を有する世帯などで、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合  
 ⇒第1子は上記の表の半額（9,000円を上限とします。）、第2子以降は第1子の児童の年齢にかかわらず0円となります。
- ④ 市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯かつ18歳未満の児童が3人以上いる世帯の場合  
 ⇒第3子以降の場合は0円となります。